

介護予防通所リハビリテーション（介護老人保健施設）

基本料金	介護保険 1割負担	食費 (昼食)
要支援1	(1月) 2,330円	(1食) 770円
要支援2	(1月) 4,543円	(1食) 770円

\*基本料金にはサービス提供体制強化加算（I）（要支援1-96円、要支援2-192円）が含まれています。

介護保険適用分 加算料金（利用状況に応じて別途加算のかかるもの）		
運動器機能向上加算	(1ヶ月) 245円	運動機能向上を目的としてリハビリテーションを実施した場合
口腔機能向上加算（I）	(1ヶ月) 164円	口腔機能向上を目的として、口腔清掃、摂食・嚥下機能訓練を実施した場合
口腔機能向上加算（II）	(1ヶ月) 174円	口腔機能改善のための計画に基づくサービスを実施し、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合
口腔・栄養スクリーニング加算（I）	22円	利用開始時および利用中6月ごとに、利用者の口腔の健康状態、栄養状態について確認を行い、当該情報を担当ケアマネジャーに提供した場合
口腔・栄養スクリーニング加算（II）	6円	栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者を担当ケアマネジャーへ提供した場合
生活行為向上リハビリテーション実施加算（開始から6月以内）	(1ヶ月) 612円	生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めてリハビリテーションを提供すること
科学的介護推進体制加算	44円	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出した場合。必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。
長期利用減算（要支援1）	(1ヶ月) -21円	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた機関に利用した場合減算
長期利用減算（要支援2）	(1ヶ月) -43円	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた機関に利用した場合減算
介護職員処遇改善加算（I）		介護報酬総単位数（基本サービス費+各種加算減算（介護職員等特定処遇改善加算除く））×サービス別加算率（4.7%）
介護職員等特定処遇改善加算（I）		介護報酬総単位数（基本サービス費+各種加算減算（介護職員処遇改善加算除く））×サービス別加算率（2.0%）

その他の利用料（介護保険給付外サービス）			
教養娯楽費	(1回)	実費	クラブ活動材料費、レクリエーション材料費
特別行事費	(1回)	実費	特別な行事にかかる費用
紙オムツ代	(1枚)	実費	パンツタイプ、フラットタイプ 各S、M、L、LLサイズ

介護予防通所リハビリテーション（介護老人保健施設）

基本料金	介護保険 2割負担	食 費 (昼食)
要支援1	(1月) 4,660円	(1食) 770円
要支援2	(1月) 9,085円	(1食) 770円

\*基本料金にはサービス提供体制強化加算（Ⅰ）Ⅰ（要支援1-192円、要支援2-383円）が含まれています。

介護保険適用分 加算料金（利用状況に応じて別途加算のかかるもの）		
運動器機能向上加算	(1ヶ月) 490円	運動機能向上を目的としてリハビリテーションを実施した場合
口腔機能向上加算（Ⅰ）	(1ヶ月) 327円	口腔機能向上を目的として、口腔清掃、摂食・嚥下機能訓練を実施した場合
口腔機能向上加算（Ⅱ）	(1ヶ月) 348円	口腔機能改善のための計画に基づくサービスを実施し、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	44円	利用開始時および利用中6月ごとに、利用者の口腔の健康状態、栄養状態について確認を行い、当該情報を担当ケアマネジャーに提供した場合
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	11円	栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者を担当ケアマネジャーへ提供した場合
生活行為向上リハビリテーション実施加算（開始から6月以内）	(1ヶ月) 1223円	生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めてリハビリテーションを提供すること
科学的介護推進体制加算	87円	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出した場合。必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。
長期利用減算（要支援1）	(1ヶ月) -43円	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた機関に利用した場合減算
長期利用減算（要支援2）	(1ヶ月) -87円	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた機関に利用した場合減算
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		介護報酬総単位数（基本サービス費+各種加算減算（介護職員等特定処遇改善加算除く））×サービス別加算率（4.7%）
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		介護報酬総単位数（基本サービス費+各種加算減算（介護職員等特定処遇改善加算除く））×サービス別加算率（2.0%）

その他の利用料（介護保険給付外サービス）			
教養娯楽費	(1回)	実費	クラブ活動材料費、レクリエーション材料費
特別行事費	(1回)	実費	特別な行事にかかる費用
紙オムツ代	(1枚)	実費	パンツタイプ、フラットタイプ 各S、M、L、LLサイズ

介護予防通所リハビリテーション（介護老人保健施設）

基本料金	介護保険 3割負担	食費 (昼食)
要支援1	(1月) 6,980円	(1食) 770円
要支援2	(1月) 13,628円	(1食) 770円

\*基本料金にはサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ（要支援1-288円、要支援2-575円）が含まれています。

介護保険適用分 加算料金（利用状況に応じて別途加算のかかるもの）		
運動器機能向上加算	(1ヶ月) 735円	運動機能向上を目的としてリハビリテーションを実施した場合
口腔機能向上加算（Ⅰ）	(1ヶ月) 490円	口腔機能向上を目的として、口腔清掃、摂食・嚥下機能訓練を実施した場合
口腔機能向上加算（Ⅱ）	(1ヶ月) 522円	口腔機能改善のための計画に基づくサービスを実施し、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	66円	利用開始時および利用中6月ごとに、利用者の口腔の健康状態、栄養状態について確認を行い、当該情報を担当ケアマネジャーに提供した場合
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	17円	栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者を担当ケアマネジャーへ提供した場合
生活行為向上リハビリテーション実施加算（開始から6月以内）	(1ヶ月) 1853円	生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めてリハビリテーションを提供すること
科学的介護推進体制加算	131円	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出した場合。必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。
長期利用減算（要支援1）	(1ヶ月) -65円	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた機関に利用した場合減算
長期利用減算（要支援2）	(1ヶ月) -130円	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた機関に利用した場合減算
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		介護報酬総単位数（基本サービス費+各種加算減算（介護職員等特定処遇改善加算除く））×サービス別加算率（4.7%）
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		介護報酬総単位数（基本サービス費+各種加算減算（介護職員等特定処遇改善加算除く））×サービス別加算率（2.0%）

その他の利用料（介護保険給付外サービス）			
教養娯楽費	(1回)	実費	クラブ活動材料費、レクリエーション材料費
特別行事費	(1回)	実費	特別な行事にかかる費用
紙オムツ代	(1枚)	実費	パンツタイプ、フラットタイプ 各S、M、L、LLサイズ